

令和2年3月23日(月)

令和元年度第2回指定障害福祉サービス事業者等集団指導

介護職員等による 喀痰吸引等に係る制度について

認定特定行為における事業者登録等について

宮城県保健福祉部

精神保健推進室発達障害・療育支援班

資料1

医行為の制限

医師法

- 医行為を行えるのは医師のみ。
- たんの吸引や経管栄養は医行為に該当

- 第十七条

医師でなければ、医業をしてはならない。

※ 「医業」とは、「医療行為を業として行うこと」を言う。

※ たんの吸引や経管栄養は「医行為」と整理（H24厚生労働省）

- 罰則（第三十一条）

三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金又はその両方

保健師助産師看護師法

- 看護師等は、医師の指示の下に、診療の補助を行うことができる

- 第五条

この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

- 第三十一条

看護師でない者は、第五条に規定する業をしてはならない。

- 罰則（第四十三条）

二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金又はその両方

医行為の制限の例外

社会福祉士及び介護福祉士法

- 介護職員であっても、以下の手続を経た後であれば、医師の指示の下に、一部の医行為（≡特定行為（たんの吸引、経管栄養））を行うことができる。
 - ① 県又は登録研修機関が行う喀痰吸引等研修を修了する。
 - ② 県から認定特定行為業務従事者認定証の交付を受ける。
 - ③ 県から登録特定行為事業者の登録を受ける。

- 附則第三条 [認定特定行為業務従事者に係る特例]

介護の業務に従事する者（介護福祉士を除く。）のうち、同条第一項の認定特手業務認定証の交付を受けている者は、当分の間、保健師助産師看護師法第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として、医師の指示の下に、特定行為を行うことを業とすることができる。

- 附則第四条 [認定特定行為業務従事者に係る特例]

認定特定業務従事者認定証は、厚生労働省で定めるところにより、都道府県知事が交付する。

2 認定特定行為業務従事者認定証は、介護の業務に従事する者に対して認定特定行為業務従事者となるのに必要な知識及び技能を習得させるため、都道府県知事又は登録研修機関が行う喀痰吸引等研修の課程を修了したと都道府県知事が決定した者でなければ、その交付を受けることができない。

- 附則第二十条 [特定行為業務の登録]

自らの事業又はその一環として、特定行為(認定特定行為業務従事者が行うものに限る。)の業務を行おうとする者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

必要な手続き等の概要

● 実施可能な医行為（＝特定行為）

- ① 口腔内の喀痰吸引
- ② 鼻腔内の喀痰吸引
- ③ 気管カニューレ内部の喀痰吸引
- ④ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- ⑤ 経鼻経管栄養

● 喀痰吸引等研修の類型

	1号研修	2号研修	3号研修
対象者	不特定の者 ※複数の職員が複数の利用者にたんの吸引等を実施する場合（高齢者の介護施設や居宅系サービス事業所などでの対応を想定）		特定の者 ※個別性の高い特定の対象者に特定の職員がたんの吸引等を実施する場合（ALS・筋ジストロフィー・高位頸髄損傷・遷延性意識障害・重症心身障害者等を想定）
行える特定行為	①～⑤全て	①～⑤のいずれか	
カリキュラム	◆ 基本研修 （講義50時間＋演習） ◆ 実地研修		◆ 基本研修 （講義8時間＋演習） ◆ 実地研修
研修実施体制	県及び登録研修機関		登録研修機関
県担当課	長寿社会政策課		精神保健推進室

※喀痰吸引等研修を修了したのみでは、特定行為は行えません。

必要な手続き等の概要

① 喀痰吸引等研修の修了

県又は登録研修機関が開催する喀痰吸引等研修を受講し、修了証書の交付を受けてください。

② 従事者の認定

■ 認定特定行為従事者認定証の交付申請

所定の研修を修了し、特定行為を行う技術を習得した者として、県が認定します。認定を受けなければ特定行為は行えません。

■ 申請先

修了した研修種別により、担当課が異なります。

修了した研修種別	担当課	連絡先
1・2号研修	宮城県保健福祉部長寿社会政策課 施設支援班	022-211-2549
3号研修	宮城県保健福祉部精神保健推進室 発達障害・療育支援班	022-211-2543

 ※仙台市内の事業所等であっても、申請先は、宮城県庁となります。

必要な手続き等の概要

③ 事業者の登録

■ 登録喫煙吸引等事業者（登録特定行為事業者）の登録申請

所定の研修を修了した介護福祉士又は認定特定行為業務従事者が配置され、業として特定行為を行う事業者として、県が登録します。登録を受けなければ、特定行為は行えません。（法附則第20条）

■ 申請先

事業者指定の根拠法（サービス種別）により、担当課が異なります。

根拠法	担当課	連絡先
介護保険法	宮城県保健福祉部長寿社会政策課 施設支援班	022-211-2549
障害児総合支援法 児童福祉法	宮城県保健福祉部精神保健推進室 発達障害・療育支援班	022-211-2543

※介護保険法で指定された訪問介護・介護予防訪問介護事業所と障害者総合支援法で指定された居宅介護・重度訪問介護事業所を一体で運営している場合、事業所の主たる業務を所管する課室どちらか一方に申請してください。

※仙台市内の事業所等であっても、申請先は、宮城県庁となります。

必要な手続き等の概要

④ 登録後に必要な手続き [一部抜粋] (法第四十八の六 ※準用)

■ 変更の届出

認定特定行為従事者の増減があった場合、登録を受けた事業所が移転した場合、法人の代表者が変更となった場合 等

■ 登録の更新申請

登録時に登録していない特定行為を新たに実施しようとする場合

※認定特定行為業務従事者の認定後、実際に特定行為を提供する前に、更新の登録を受けることが必要です。

■ 辞退の届出

特定行為業務を行う必要がなくなった場合

● 必要な手続きの詳細・様式等

- 宮城県「介護職員等によるたんの吸引等に関する登録申請手続き等について」

<https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/tan.html>

- 厚生労働省「喀痰吸引等制度について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/tannokyuuin/index.html

罰則・登録の取消し・欠格条項等

社会福祉士及び介護福祉士法

- 登録を怠った場合等は、刑罰（罰金刑）の対象となる。
- 刑罰を受けた場合等は、登録の取消や業務の停止を命ずることができる。
- 刑罰や登録取消を受けた場合等は、二年間、再度の登録を受けられない。

● 附則第二十三条 [罰則]

次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 附則第二十条第一項の規定に違反して、同項の登録を受けなくて、特定行為業務を行った者

二 附則第二十条第二項において準用する第四十八条の七の規定による特定行為業務の停止の命令に違反した者

● 附則第四十八条の七（準用）

都道府県知事は、登録喀痰吸引等事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等業務の停止を命ずることができる。

一 第四十八条の四各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき

二 第四十八条の五第一項各号に掲げる要件に適合しなくなつたとき

三 前条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき。

● 第四十八条の四（準用）

次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない

一 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

三 第四十八条の七の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当するものがある者

指定の取消し・欠格条項等

障害者総合支援法

- 刑罰を受けた場合等は、指定の取消や効力停止の対象となる。
- 上の場合、当該法人は、指定の取消自由及び欠格事項に概要する。

● 第三十六条 [指定障害福祉サービス事業者の指定] (抜粋)

3 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定障害福祉サービス事業者の指定をしてはならない。

四 申請者が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

十一 申請者が、指定の申請前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十二 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第八号から前号までのいずれかに該当するとき。

● 第五十条 [指定の取消し等] (抜粋)

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定障害福祉サービス事業者が、第三十六条第三項第四号から第五号の二まで、第十二号又は第十三号のいずれかに該当するに至ったとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一 指定障害福祉サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

皆様にお願ひしたいこと

「改めて確認！」 「定期的に確認！」

- 事業所・施設で、介護職員が医行為を行っていませんか？
- 全ての事業所・施設・従事者・利用者について、事前・事後の必要な手続きを適切に行っていますか？手続き漏れはありませんか？

※ 本日ご案内したのは、必要な手続きの一部です。関係法令や県ウェブページ等を再度確認いただき、適正な手続き・法令遵守の徹底をお願いいたします。

※ ご不明な点は、お問い合わせください。

■ 県ウェブページ「登録特定行為事業者の登録手続き等について」

(<https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/tan3.html>)

「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）自主点検表」（※別添）を掲載しています。定期的な点検等に御活用ください。

介護職員等による喀痰吸引等の実施のための制度について

(「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正)

趣旨

- 介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施できることとする。
- ☆たんの吸引や経管栄養は「医行為」と整理されており、現在は、一定の条件の下に実質的違法性阻却論により容認されている状況。

実施可能な行為

- たんの吸引その他の日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの
 - ※ 保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として、たんの吸引等を行うことを業とすることができる。
 - ☆具体的な行為については省令で定める
 - ・たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
 - ・経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）

介護職員等の範囲

- 介護福祉士
 - ☆具体的な養成カリキュラムは省令で定める
- 介護福祉士以外の介護職員等
 - ☆一定の研修を修了した者を都道府県知事が認定
 - ☆認定証の交付事務は都道府県が登録研修機関に委託可能

登録研修機関

- たんの吸引等の研修を行う機関を都道府県知事に登録（全ての要件に適合している場合は登録）
- 登録の要件
 - ☆基本研修、実地研修を行うこと
 - ☆医師・看護師その他の者を講師として研修業務に従事
 - ☆研修業務を適正・確実に実施するための基準に適合
 - ☆具体的な要件については省令で定める
 - ※ 登録研修機関の指導監督に必要な登録の更新制、届出、改善命令等の規定を整備。

登録事業者

- 自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、事業所ごとに都道府県知事に登録（全ての要件に適合している場合は登録）
- 登録の要件
 - ☆医師、看護職員等の医療関係者との連携の確保
 - ☆記録の整備その他安全かつ適正に実施するための措置
 - ☆具体的な要件については省令で定める
 - ※登録事業者の指導監督に必要な届出、報告徴収等の規定を整備。

<対象となる施設・事業所等の例>

- ・ 介護関係施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等）
- ・ 障害者支援施設等（通所施設及びケアホーム等）
- ・ 在宅（訪問介護、重度訪問介護（移動中や外出先を含む）等）
- ・ 特別支援学校

※医療機関は対象外

出典：介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会「中間まとめ」

実施時期及び経過措置

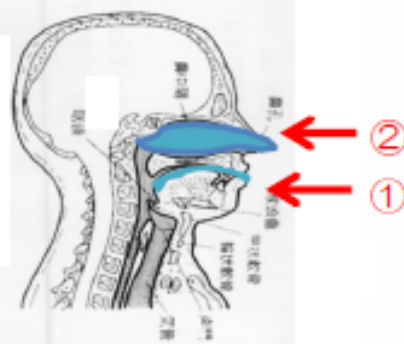
- 平成24年4月1日施行（介護福祉士については平成27年4月1日施行。ただし、それ以前であっても、一定の研修を受ければ実施可能。）
- 現在、一定の条件の下にたんの吸引等を実施している者が新たな制度の下でも実施できるように必要な経過措置

教員等が行うことのできる医療的ケア（特定行為）の内容と範囲

喀痰吸引（たんの吸引）

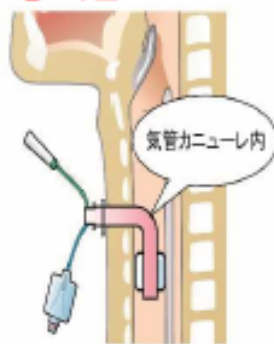
筋力の低下などにより、たんの排出が自力では困難な者などに対して、吸引器によるたんの吸引を行う。

①口腔内 ②鼻腔内



教員等によるたんの吸引は、咽頭の手前までを限度とする。

③気管カニューレ内



教員等によるたんの吸引は、気管カニューレ内に限る。カニューレより奥の吸引は気管粘膜の損傷・出血などの危険性がある。

経管栄養

摂食・嚥下の機能に障害があり、口から食事を摂ることができない、または十分な量をとれない場合などに胃や腸までチューブを通し、流動食や栄養剤などを注入する。

④胃ろう又は腸ろう



胃ろう・腸ろうの状態に問題がないこと及び鼻からの経管栄養のチューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認は、看護師等が行う。

⑤経鼻経管栄養



留意点は「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について」（平成23年11月11日 社援発1111第1号厚生労働省社会・援護局長通知）より要約

令和2年3月23日(月)

【令和元年度第2回障害福祉サービス事業者等集団指導】

医療観察制度の概要について

精神保健推進室 精神保健推進班

医療観察法の目的(法第1条)

心神喪失等の状態で、重大な他害行為を行った者に対してその適切な処遇を決定するための手続き等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによつて、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もつてその社会復帰を促進することを目的とする。

■最終目標：社会復帰

■中間目的：病状の改善+再他害行為の防止

■手段：医療の確保と観察指導

→ 安定した生活基盤の確保(障害者総合支援法)

対象者

■心神喪失等の状態で、①～③となった者

①不起訴処分

②無罪判決

③刑が減輕され実刑を受けない者

■6つの重大な他害行為(①～⑤は未遂含む)

①殺人, ②放火, ③強盜, ④強制性交等罪, ⑤強制わいせつ

⑥傷害(輕微の傷害は除く)

全国で、年間300～400件程度の申立て
※原則未成年者は対象にならない。

心神喪失等で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、病状の改善及び同様の行為の再発防止を図り、その社会復帰を促進するよう、対象者の処遇を決定する手続等を定めるもの。

医療観察法における入院医療及び通院医療は厚生労働大臣が行う

裁判官と精神保健判定医の合議制

重大な他害行為

検察官

不起訴

(心神喪失等を認定)

検察官による申立て

地方裁判所における審判

入院医療の提供

- ・入院医療(指定入院医療機関)
- ・設置主体は、国、都道府県、特定独立行政法人に限定。
(入院期間は標準で18ヶ月程度)
- ・指定入院医療機関病床数の整備目標は720床程度

退院決定

入院・再入院決定

地域での支援

- ・精神保健観察(保護観察所)
- ・入院によらない医療(通院医療)
(指定通院医療機関)
- ・精神保健福祉法等に基づく援助
(都道府県・市町村等)

原則3年で終了

裁判所

無罪等

(心神喪失等を理由)

鑑定入院

通院決定

実刑判決

不処遇

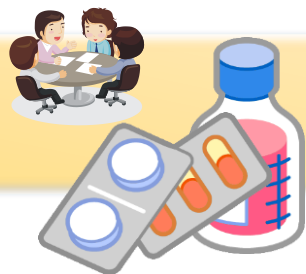
鑑定入院は、精神科病院で実施(期間は2ヶ月が原則)

一般の精神保健福祉

刑務所

指定入院医療機関における入院治療

急性期



症状の改善

回復期



病識の獲得
外出可能

社会復帰期



退院準備
外泊可能

退院

標準治療期間
1年6か月
【3-9-6】



多職種チームによるアプローチ

入院期間に上限は
なく、標準期間は
あくまでも目安

生活環境調整ケア会議

○△病院

院内ケア会議

- ・本人の希望
- ・周囲の意見
- ・ケアプランの確認
- ・クライシスプラン作成



帰宅先 ○○県

退院調整検討

- ・退院後支援を検討
- ・家族支援
- ・地域内に支援チームを作る

外出や外泊時を活用して、ケア会議を開きます。本人が自身の社会復帰を目指すため、地域関係者と、退院後の治療や生活支援について話し合います。

ケア会議により方針を決定

もともとの自分

将来の自分

本来進むべきであった将来



ケア会議

ケア会議

ケア会議



病状面と生活面の安定維持
希望に対して具体的に進める

病状面と生活面の安定維持, 本人の
希望に対する計画を作成

病状と生活面の評価, 本人の希望確認

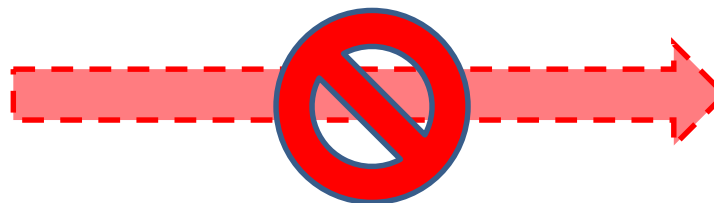
統合失調症の
発症

対象行為

医療観察法



望んでいた自分
ではない



地域社会における処遇(1)

■ 指定を受けた指定通院医療機関に通院

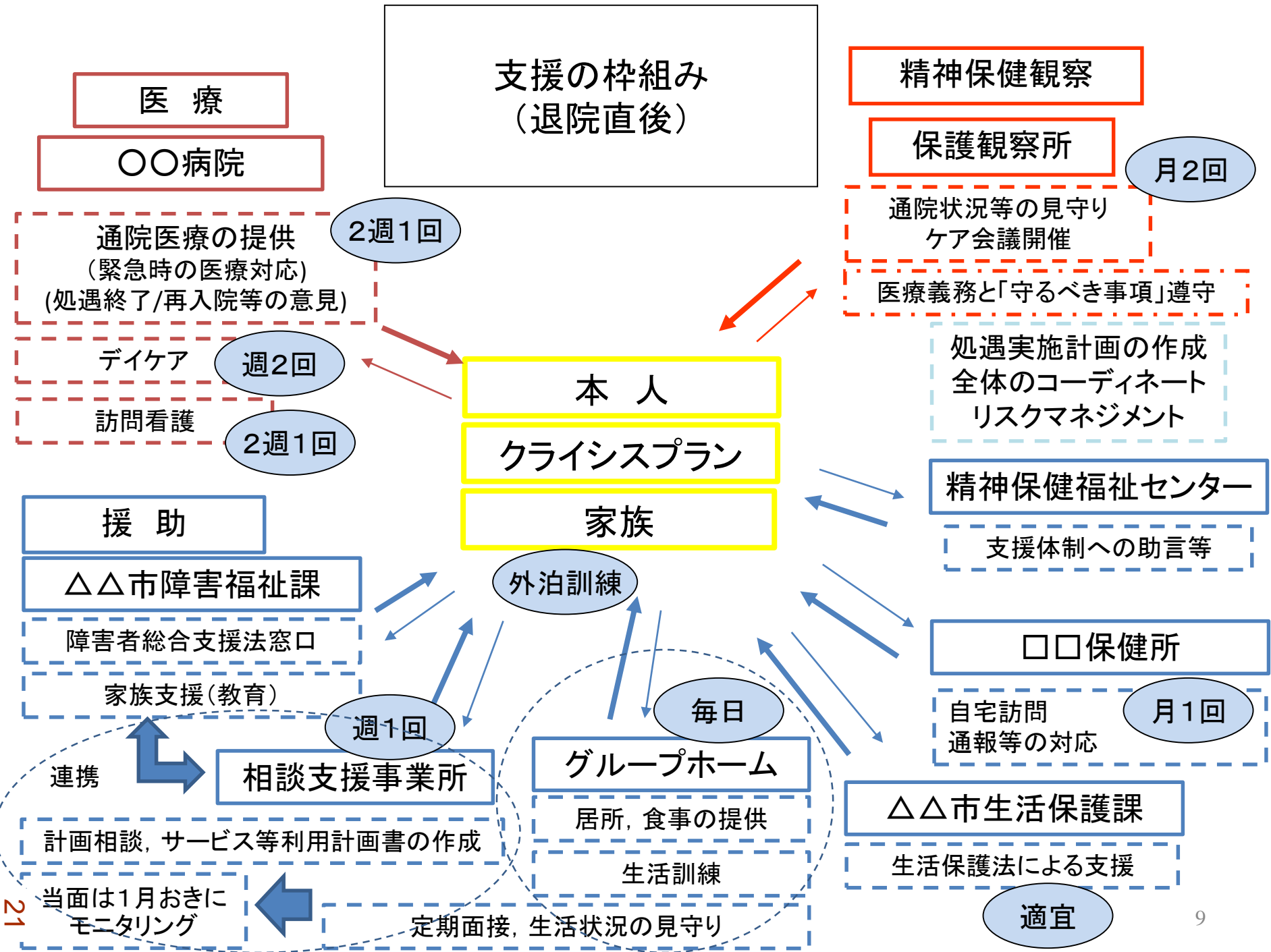
- －対象者は医療を受けることが義務付けられる。
- －宮城県内では16の医療機関が指定を受けている。

■ 通院期間は原則3年

- －早期の終了が可能, 2年を限度に延長可。

■ 社会復帰調整官による精神保健観察

- －継続的な医療の確保を目的として, 通院状況や生活状況を見守り, 必要な助言や指導を行う。
- －精神症状の安定維持のため, 生活基盤の確保を調整する。
- －関係機関と相互に連携し, 処遇実施計画書を作成する。



地域社会における処遇(2)

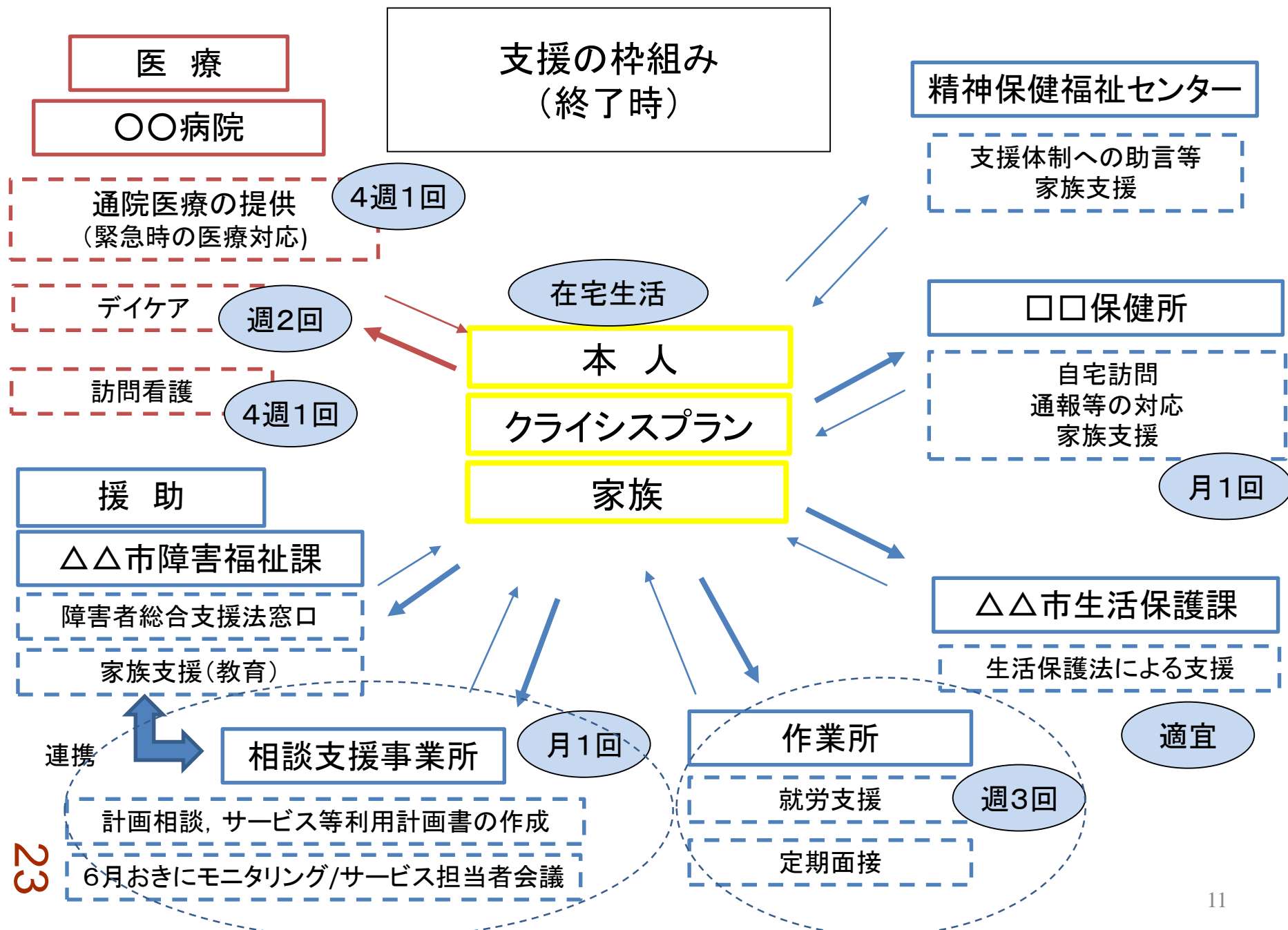
■ ケア会議の開催(適宜開催)

- 情報の共有と処遇方針の統一を図る。
- 対象者や家族のニーズを把握する。
- 保護観察所長は、通院医療機関、都道府県市町村等と協議し、「処遇実施計画書」の作成、見直しをする。
- ほかにも、院内多職種会議、サービス担当者会議等



■ 処遇終了

- 期間終了後も、一般の精神医療や保健福祉サービスが必要に応じて確保されるよう、社会復帰調整官を中心に調整され、一般の精神保健福祉に円滑に引き継がれる



相談支援専門員・サービス管理責任者等に係る研修について

1 相談支援従事者研修

- 研修の内容, 時間数の改定
- 現任研修における受講要件の新設
- 実習の導入

2 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修

- 研修の内容, 時間数の改定
- 分野別研修の廃止→基礎研修, 実践研修, 更新研修の新設
- 研修修了者の配置時の取扱い

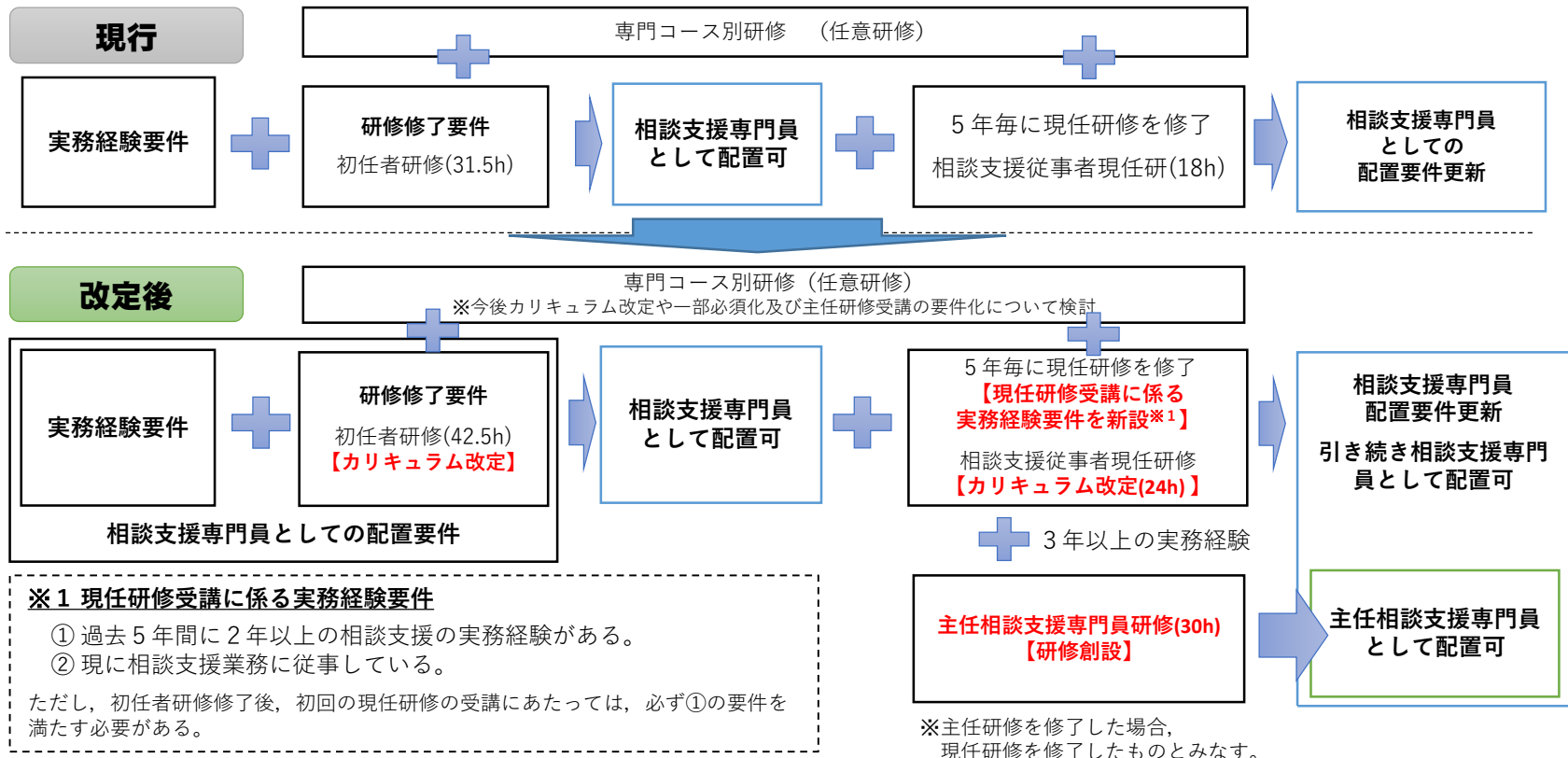
研修の日程について（各研修共通）

- 令和2年4月以降に，年間日程をホームページに掲載
 - 研修日の2～3か月前をめどに，募集要綱をホームページに掲載するほか，電子メールにて，宮城県内で事業所等を運営している法人へ送付
- ※ 掲載時期や研修日は変更となる場合があります。

1 相談支援従事者研修

相談支援専門員の研修制度の見直しについて

- 意思決定支援への配慮，高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上，障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り，質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため，**カリキュラムの内容を現行より充実させる改定を行う。**
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために，実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう，現任研修の受講にあたり，相談支援に関する**一定の実務経験の要件(※1)**を追加。（※経過措置：旧カリキュラム修了者の初回の受講時は従前の例による。）
- さらに，地域づくり，人材育成，困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに，相談支援専門員のキャリアパスを明確にし，目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため，**主任相談支援専門員研修を創設。**



相談支援専門員研修の告示別表

初任者研修(現行)		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	8h
	地域支援に関する講義	6h
演習	ケアマネジメントプロセスに関する演習	11h
合計		31.5h

初任者研修(見直し後)		時間数
講義	障害児者の地域支援と相談支援従事者(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者)の役割に関する講義	5.0h
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3.0h
	相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3.0h
講義及び演習	ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習	31.5h
実習	相談支援の基礎技術に関する実習	—
合計		42.5h

現任研修(現行)		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	2h
	地域生活支援事業に関する講義	
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	2h
	協議会に関する講義	2h
演習	ケアマネジメントに関する演習	12h
合計		18h

現任研修(見直し後)		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	1.5h
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	3.0h
	人材育成の手法に関する講義	1.5h
講義及び演習	相談支援に関する講義及び演習	18.0h
合計		24.0h

新 設

主任相談支援専門員養成研修		時間数
講義	障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義	3.0h
	運営管理に関する講義	3.0h
講義及び演習	相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習	13.0h
	地域援助技術に関する講義及び演習	11.0h
合計		30.0h

相談支援専門員の実務経験

令和2年4月1日前5年間に於いて、現任研修、主任研修又は初任者研修を修了した者は、これらの修了日から5年を経過する日の属する年度の末日までの間で初めて現任研修を受講する場合、受講要件は不要

		業務内容	実務経験年数
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	① 相談支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者※1	5年以上
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※2を有する者 (4) 施設等における相談支援業務に従事した期間が1年以上である者	
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
		③ 介護等業務	
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者		
	③ 有資格者等	上記②の介護等業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者	5年以上
		上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に5年以上従事している者	3年以上

※1平成18年10月1日において現に障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、精神障害者地域生活支援センターの従業者の場合は、平成18年9月30日までの間の期間が通算して3年以上

※2国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

地域での実習の導入

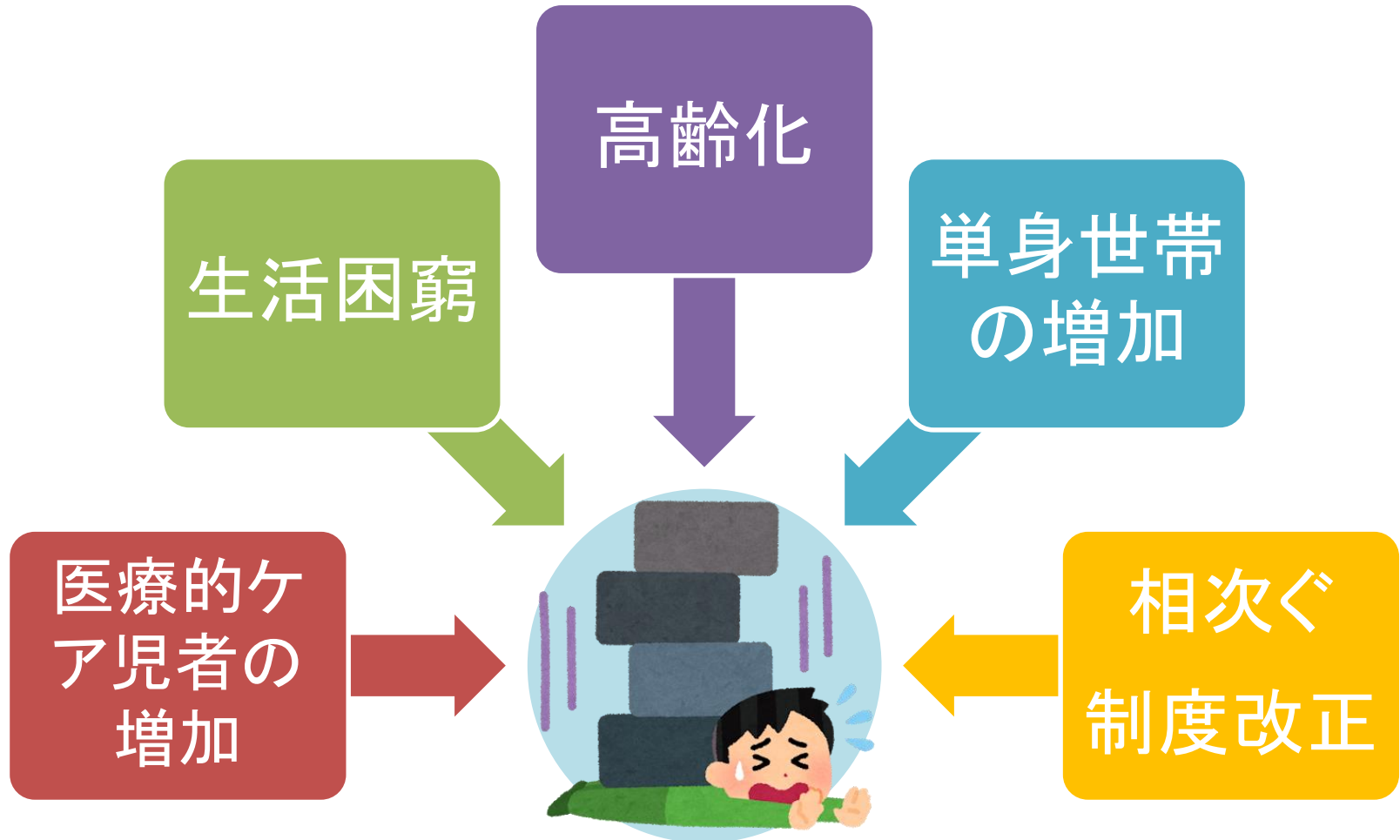
研修会場での講義・演習に加えて、研修期間中に地域で取り組む実習が導入されます。

研修課程	実習の内容
初任者研修	【実習1】 障害福祉サービス等を利用する障害児者への居宅訪問を行い、面接による情報収集・アセスメント、プランニングを行う。
	【実習2】 研修5日目での他者の助言・自らの気づきをもとに、再アセスメント、プランニング修正を行う。
	【実習3】 地域資源（公的機関、障害福祉サービス・障害児支援サービス提供事業所、（自立支援）協議会）などに関する情報を収集し、所定の書式に記録する。
現任研修	【実習1】 演習で確認された支援課題についてチームで検討（事例検討・GSVへの事例提出、他者の事例検討・GSVへの参画）
	【実習2】 （自立支援）協議会の理解と参加（協議会事務局での説明、部会・事務局会議への参画、提案の作成）

30

相談支援業務に関する面接技術や基本的な法の理解などは、受講前の実務経験の中で既習していることを前提とした内容です。研修の趣旨を御理解いただいた上でお申し込みください。

地域で起こる課題は多岐にわたる。



研修を修了したからといって、すぐ現場で活躍できるようになるわけではない。

だからこそ・・・

多職種
連携

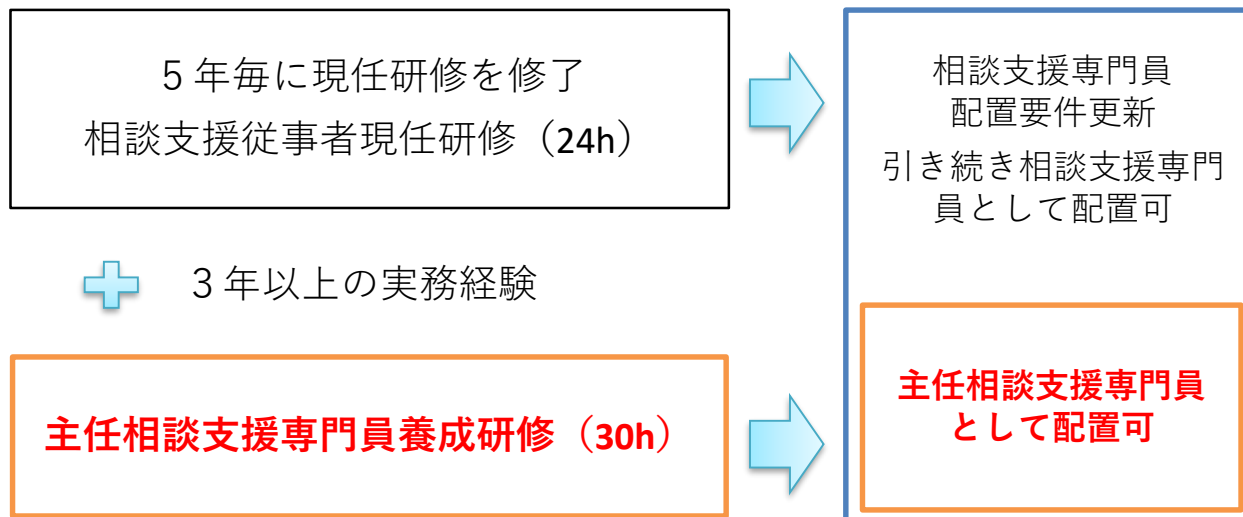
日々の
OJT

インフォーマ
ルサービス

- 法定研修は、標準的な知識や技量の確認の場。
あくまでも日々の研鑽へつなげるきっかけづくりである。
- ライフステージが変われば、地域やまちに求めるものも変わる。
- 地域の課題は多様化・重層化し、制度も絶え間なく改正される。

主任相談支援専門員の創設

- 平成30年度報酬改定で創設(特定事業所加算Ⅰ)
 - 令和元年度又は2年度から各都道府県で養成研修が開始
 - 主な役割
 - ・ 中立公正(利用者中心)な業務指針の作成
 - ・ 相談支援専門員に対する現場での実地教育
 - ・ 域内の要望や苦情を受け改善を図るキーパーソン
 - ・ 相談支援体制の強化と地域づくりの推進役
- 主に基幹相談支援センターへの配置が想定



※主任研修を修了した場合、
現任研修を修了したものとみなす。

主任相談支援専門員養成研修の構造

告示別表

主任相談支援専門員研修		時間数
講義	障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義	3.0h
	運営管理に関する講義	3.0h
講義及び演習	相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習	13.0h
	地域援助技術に関する講義及び演習	11.0h
合計		30.0h

【法令上はカリキュラム(科目)外であるが厚生労働科学研究(小澤班)において、効果的な人材育成に必要な要素として整理された内容】

- ① 開講にあたってのガイダンス(研修の目的, 獲得目標, 研修の構造や科目の概要)
- ② 課題実習(実践の振り返りを含む)
- ③ 研修の効果測定や継続的な学びへの動機付け等に資するもの
 - ・各科目の振り返りシート
 - ・研修の振り返り

標準カリキュラム

1日目	概論	主任相談支援専門員の役割と視点(2時間)
	法制度	障害福祉施策等の動向(1時間)
	運営管理	相談支援事業所における運営管理(3時間)
2日目	人材育成	人材育成の意義と必要性(1時間)
		人材育成の地域での展開(3時間)
		研修・グループワークの運営方法(2.5時間)
3日目		相談支援専門員に対する現場教育の方法と展開(6.5時間)
4日目	地域援助	基幹相談支援センターにおける地域連携と地域共生社会の実現(2時間)
		多職種協働(チームアプローチ)の考え方と展開方法(2.5時間)
		地域援助技術の考え方と展開技法(1.5時間)
5日目		地域援助の具体的展開(5時間)

主任相談支援専門員の主な役割

①中立公正(利用者中心)な業務指針の作成

- ・域内相談支援事業所の業務の改善を支援する。

②相談支援専門員に対する現場での実地教育

- ・基本相談支援を基盤にして、適切なサービス等利用計画案を作成できるよう支援する。
- ・初任者研修や現任研修の実習の受け入れを行う。

③域内の要望や苦情を受け改善を図るキーマン

- ・自立支援協議会の効果的な運営でメンバーとともに域内で起こる課題と向き合う。

④相談支援体制の強化と地域づくりの推進役

- ・分野を越えて相談支援が行える環境づくりを行う。

主任相談支援専門員に求められる力

①ニーズのある住民を支える。

・相談支援専門員としての専門的な個別支援や基本相談力を活かして分野を問わず応談できる。

②地域の相談支援体制を支える。

・相談支援専門員の相談(スーパーバイザー)役として、相談業務運営の先導者となり、研修などの人材育成を主導することができる。

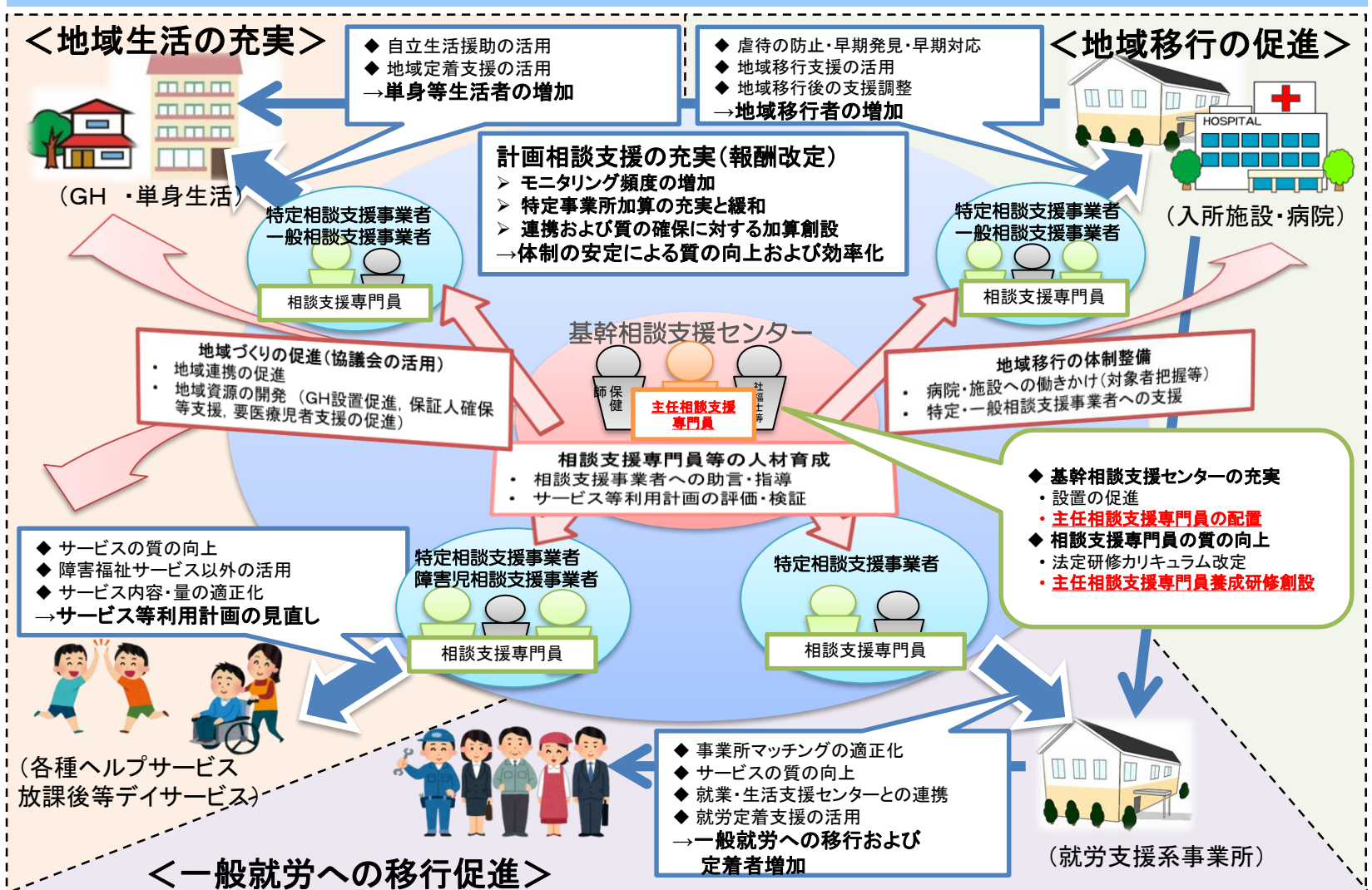
③一人の思いを地域の思いへと高める。

・住民ネットワークや他職種連携など福祉コミュニティとしての地域づくりができる。

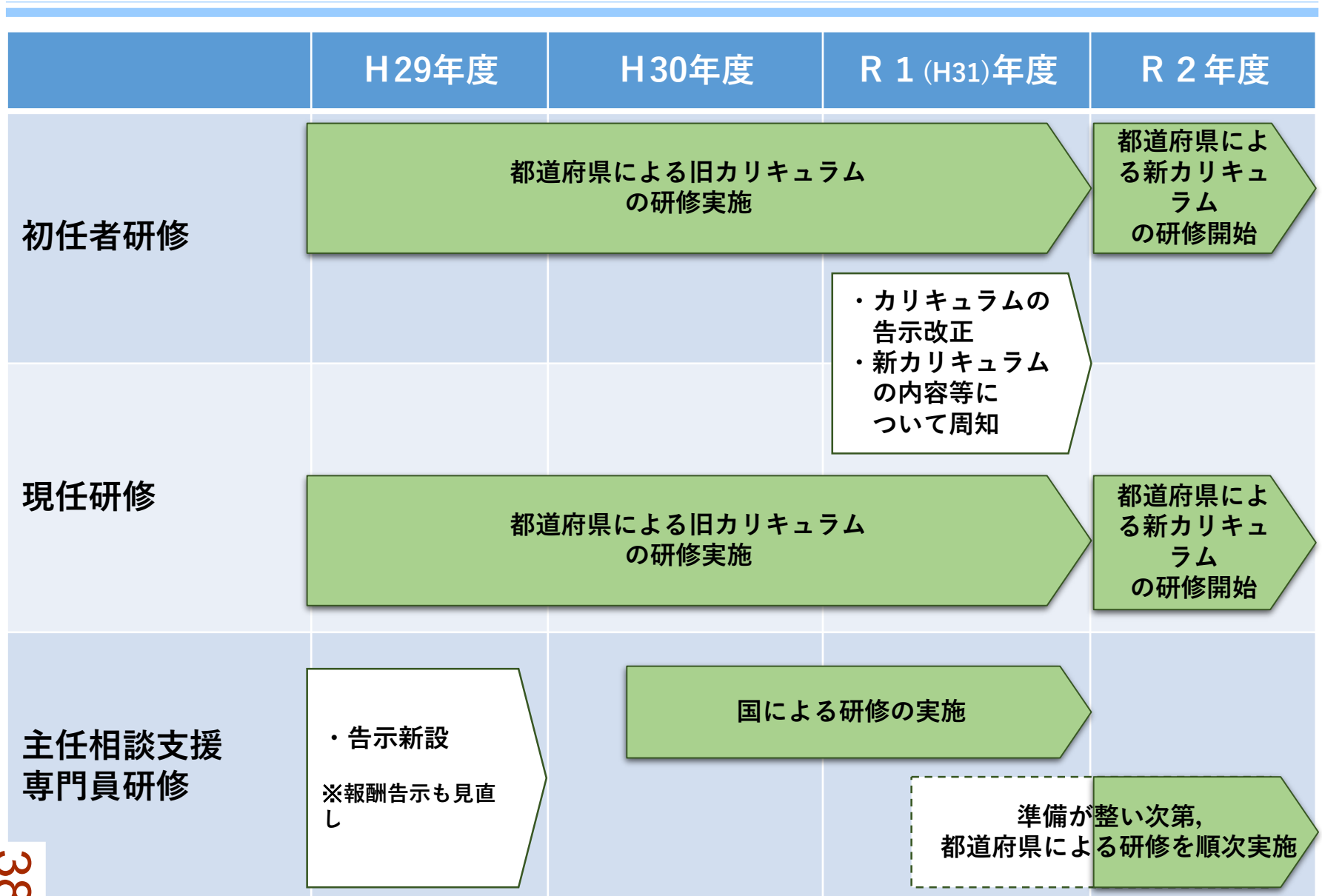
④誰もが暮らしやすいまちづくりを目指す。

・地域の文化や産業、その地域の特性を生かしたまちづくりにつながる地域づくりに取り組む。

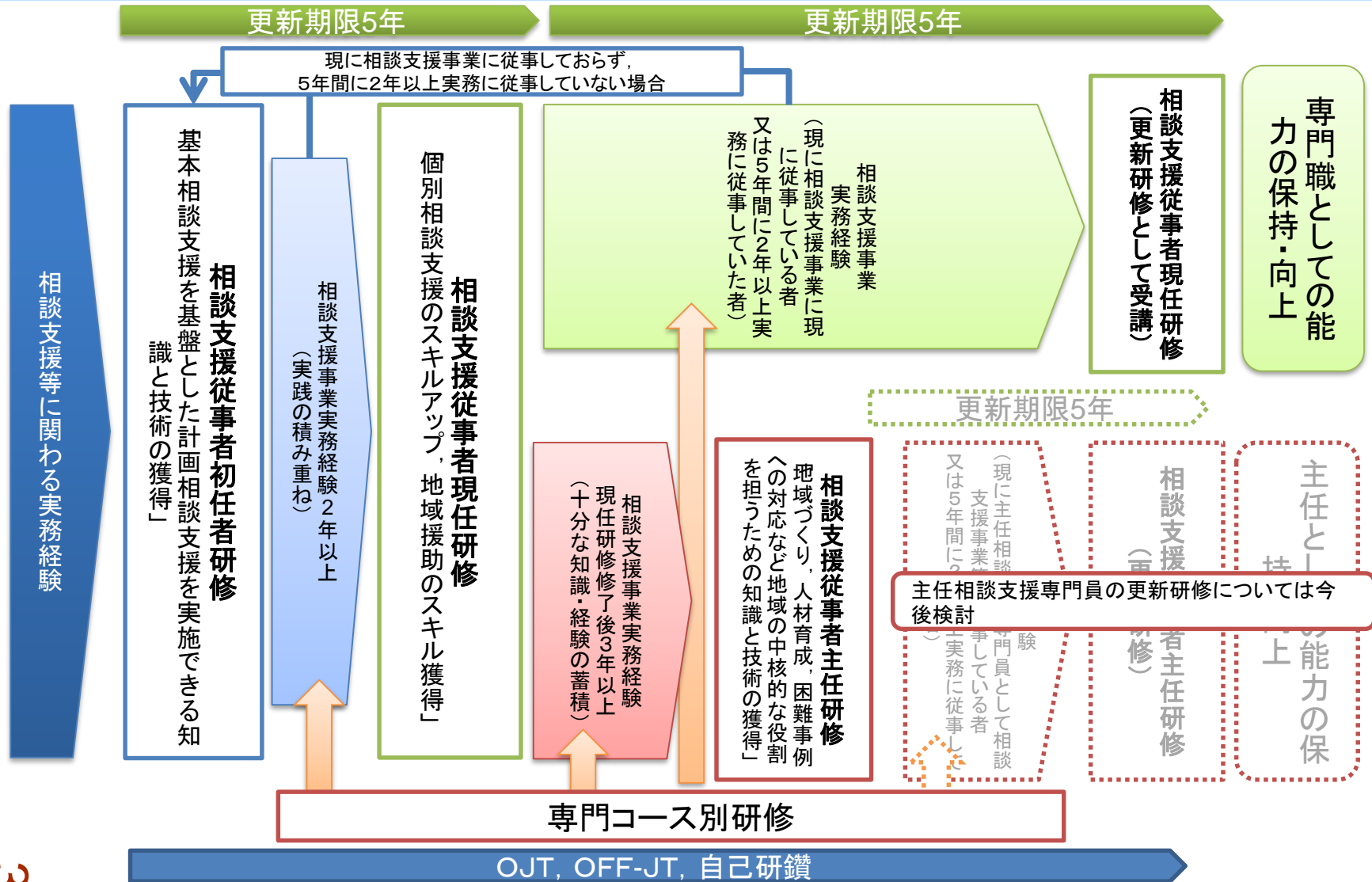
相談支援の体制充実及び質の向上による効果（イメージ）



見直しのスケジュール



相談支援専門員の養成の全体像

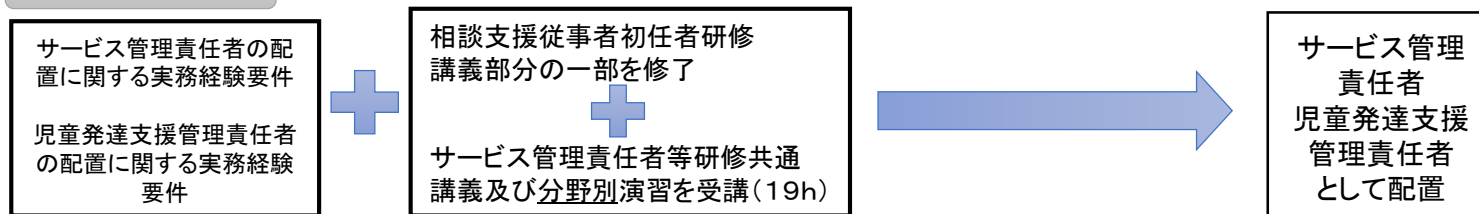


2 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修

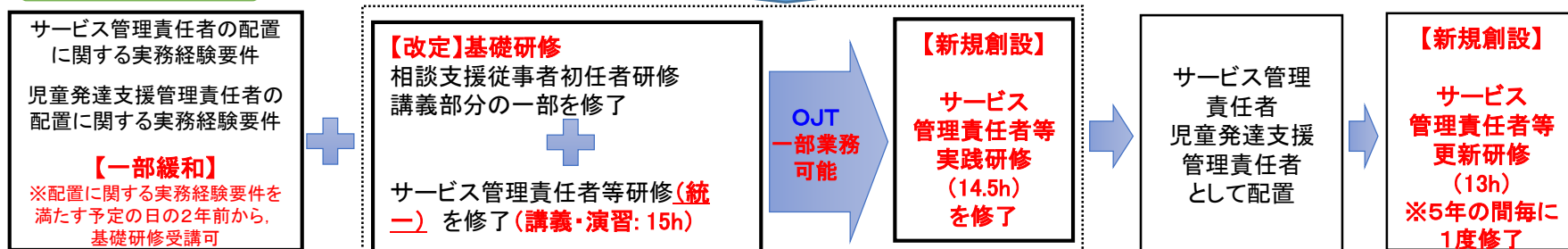
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を**基礎研修**、**実践研修**、**更新研修**と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、**一定の実務経験の要件(注)**を設定。
※令和元年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完(予定)。
- このほか、**直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和**するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※ 新カリキュラム移行時に配置に関する実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修修了後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置。

旧



改定後



(注)一定の実務経験の要件

- ・実践研修: 過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・更新研修: ①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等・管理者・相談支援専門員の实務経験がある
又は②現にサービス管理責任者等として従事している

【新規創設(予定)】
専門コース別研修

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の告示別表

相談支援従事者初任者研修講義（現行）		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	2h
	地域支援に関する講義	3h
合計		11.5h



基礎研修（うち相談支援従事者初任者研修講義部分）		時間数
講義	1 障害者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義	5h
	2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3h
	3 相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3h
合計		11h

共通講義及び分野別演習（旧）		時間数
講義	サービス管理責任者の役割に関する講義	6h
	アセスメントやモニタリングの手法に関する講義	3h
演習	サービス提供プロセスの管理に関する演習	10h
合計		19h

基礎研修（うち研修講義、演習部分）（改正後）		時間数
講義	1 サービス管理責任者の役割に関する講義	4.5h
	2 アセスメントやモニタリングの手法に関する講義	5.5h
演習	3 サービス提供プロセスの管理に関する演習	7.5h
合計		15h

新設

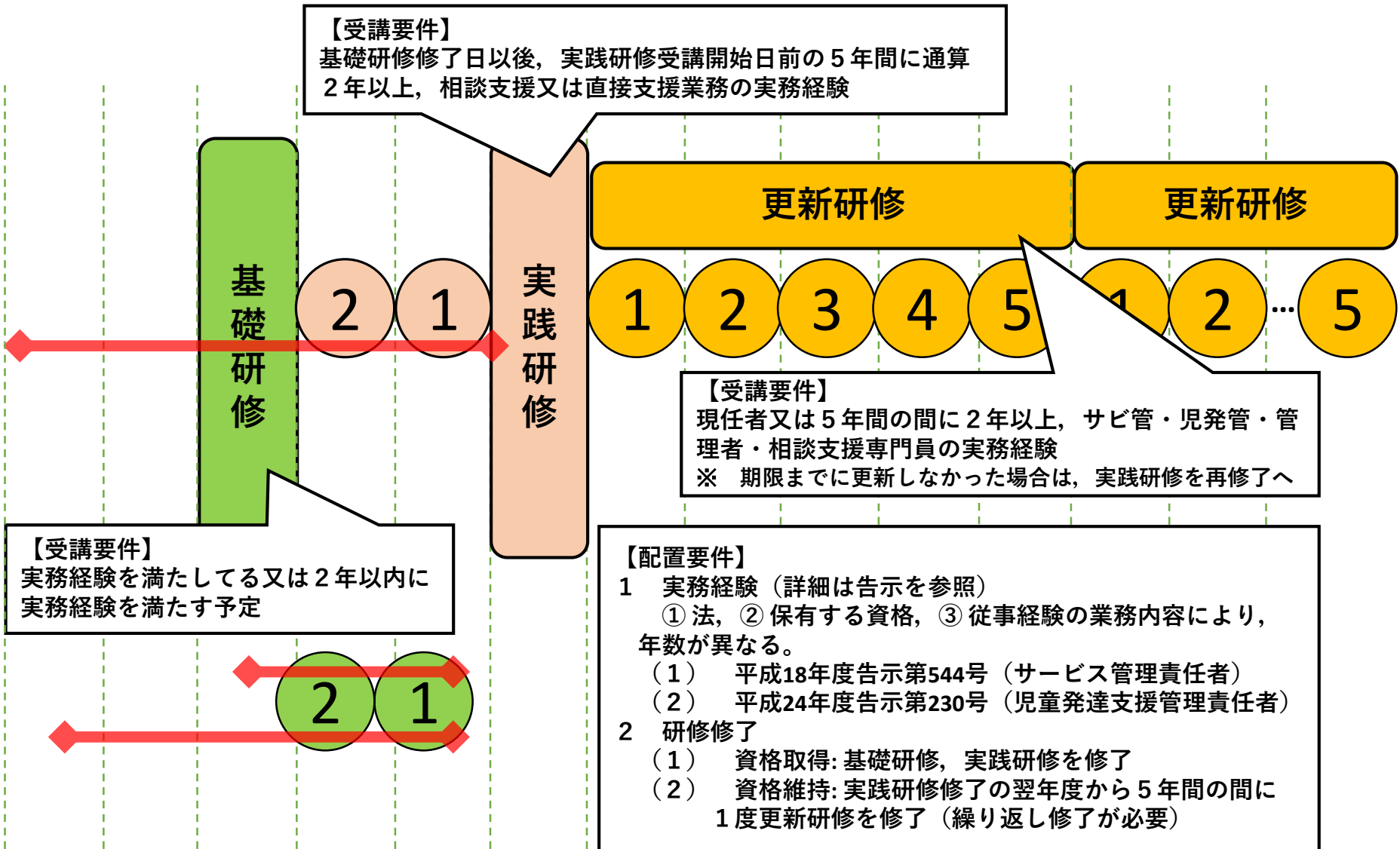
実践研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
講義・演習	2 サービス提供に関する講義及び演習	7h
	3 人材育成の手法に関する講義及び演習	2.5h
	4 他職種及び地域連携に関する講義及び演習	6h
合計		14.5h

更新研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
講義・演習	2 サービス提供の自己検証に関する演習	5h
	3 サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習	7h
合計		13h

※1 更新研修は、令和元年度から実施

※2 令和5年度までは1及び2のみの実施でも可とする

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置要件と研修受講要件



カリキュラムの統一

旧

従事する障害福祉サービス等に対応した分野ごとの研修カリキュラム

研修		障害福祉サービス等
サービス管理 責任者研修	介護	療養介護，生活介護
	地域生活（身体）	自立訓練（機能訓練）
	地域生活（知的・精神）	自立訓練（生活訓練），共同生活援助，自立生活援助
	就労	就労移行支援，就労継続支援，就労定着支援
児童発達支援管理責任者研修		障害児通所支援（児童発達支援（医療型を含む），放課後等デイサービス，保育所等訪問支援，居宅訪問型児童発達支援），障害児入所支援

改定後

全分野で共通の研修カリキュラムに

研修	障害福祉サービス等
サービス管理責任者・児童発達支援管理 責任者 基礎・実践・更新 研修	療養介護，生活介護
	自立訓練（機能訓練）
	自立訓練（生活訓練），共同生活援助，自立生活援助
	就労移行支援，就労継続支援，就労定着支援
	障害児通所支援（児童発達支援（医療型を含む），放課後等デイサービス，保育所等訪問支援，居宅訪問型児童発達支援），障害児入所支援

カリキュラムの統一

- サービス管理責任者研修の4分野と児童発達支援管理責任者研修が共通の研修カリキュラムとなり、実務経験に応じて基礎研修・実践研修・更新研修を段階的に受講する。
- 実践研修修了者がサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の双方の実務経験を満たしている場合は、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の双方に従事できる。
- 各分野等において必要な知識や技術を補完する「専門コース別研修」が今後創設される予定。

更新研修：自己検証

施策の最新の動向，自己検証，スーパーバイズ，人材育成によるサービス（支援）の質の向上

5年毎

サービス（児童発達支援）管理責任者として継続

実践研修：質の向上

支援会議の運営，サービス（支援）提供職員への助言・指導，個別支援計画の質の向上，人材育成によるサービス（支援）の質の向上

5年

サービス（児童発達支援）管理責任者として配置

基礎研修：プロセス

アセスメント，個別支援計画の作成，相談支援専門員との連携，多職種連携

3年

原案作成が可能

サービス管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲	業務内容	実務経験年数				
		国家資格者※1	有資格者※2	左記以外の者		
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	(一) 相談支援の業務 日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 [告示一イ(1)(一)]	a 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上	5年以上		
		b 更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の子精神障害者社会復帰施設を含む。				
		c 障害者支援施設、障害児入所施設、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者				
		d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者				
		e 特別支援学校において相談支援の業務に従事する者				
		f 医療機関(病院・診療所)において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 (3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者				
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者					
	(三) 直接支援の業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 [告示一イ(1)(二)]	a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者			5年以上	8年以上
		b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業に従事する者				
		c 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者				
		d 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者				
		e 特別支援学校等の従業者				
その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者						

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを言う。

※2 上記(三)の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

- (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)、
- (2) 保育士、
- (3) 児童指導員任用資格者、
- (4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

基礎研修は実務経験年数の2年前から受講可

児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲		業務内容	実務経験年数 (下記に加え、老人福祉施設・医療機関等以外で の実務経験が3年以上)				
			国家資格保有者※1	有資格者※3	それ以外の者		
障害者（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者）又は障害児（児童福祉法第4条第1項に規定する児童）の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	イ 相談支援の業務 自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 〔告示イ(1)(一)〕	(1) 指定〔特定/障害児/一般〕相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上	5年以上			
		(2) 児童相談所、児童家庭支援センター、更生相談所（身体・知的）、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。					
		(3) 障害者支援施設、児童入所施設（障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設）、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者					
		(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者					
		(5) 学校において相談支援の業務に従事する者					
		(6) 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） 2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 3) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者					
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者						
	ロ 直接支援業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 〔告示イ(1)(二)〕	(1) 障害者支援施設、児童入所施設（障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設）、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者				5年以上	8年以上
		(2) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、保育所、認定こども園、老人居宅介護等事業等に従事する者					
		(3) 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者					
		(4) 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者					
		(5) 学校等の従業者					
その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者							

※1 上記イの相談支援業務及び上記ロの介護等業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に5年以上従事している者（国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可）

※2 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

※3 上記ロの直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可）

- (1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等）
- (2) 保育士
- (3) 児童指導員任用資格者
- (4) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者

基礎研修は実務経験年数の2年前から受講可

サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について

経過措置について

①旧カリキュラムのサービス管理責任者等研修を修了済みの者について

サービス管理責任者等研修
(旧体系) 修了

H31.4~(新体系移行)

施行後5年間(R5年度末まで)は、更新研修修了前でも引き続きサービス管理責任者等として業務可能。

サービス管理責任者等更新研修
※初回の更新研修修了年度の翌年度から5年間の間に1度毎修了の必要

②基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者について
※H31(R1)年度~R3年度の基礎研修受講者に限る

配置に関する実務要件を満たしている場合は、基礎研修修了日後3年間は、実践研修を修了していなくても、サービス管理責任者等とみなす。

<配置に関する実務経験要件>
相談支援業務5年
(有資格者の場合は3年)以上
もしくは直接支援業務8年以上

入職

相談支援従事者
初任者研修
講義部分

サービス管理責任者等
基礎研修
講義・演習



基礎研修修了後3年間で
2年以上の実務
※基礎研修修了後に配置に関する実務要件を満たした場合を含む。

サービス管理責任者等
実践研修
講義・演習

サービス管理責任者等
更新研修
※実践研修修了年度
の翌年度から5年間の
間に1度毎修了の必要

配置時の取扱いの緩和等について

- 既にサービス管理責任者等が1名配置されている場合は、**2人目のサービス管理責任者等としては配置可能。**
- 個別支援計画原案の作成が可能であることを明確化。

<受講対象>
相談支援業務3年以上
(有資格者の場合は1年)以上
もしくは直接支援業務6年以上

入職

相談支援従事者
初任者研修
講義部分

サービス管理責任者等
基礎研修
講義・演習



基礎研修修了後2年以上の実務

サービス管理責任者等
実践研修
講義・演習

サービス管理責任者等
更新研修
※実践研修修了年度
の翌年度から5年間の
間に1度毎修了の必要

お問い合わせ先

●研修に関すること

指定研修事業者へお問い合わせください。

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

人材育成部 研修課

電話 022-225-8479

令和2年度の研修日程は、4月以降に指定研修事業者のホームページ等でお知らせします。
<http://www.miyagi-sfk.net/>（決定前にお電話をいただいても回答いたしかねます。）

「〇〇の経験が□年以上ある。サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事できるか。」

障害福祉サービス等事業者の指定を担当する機関へお問い合わせください。

● 仙台市外

→県の担当窓口（次頁以降を参照）

● 仙台市内

→仙台市健康福祉局障害者支援課又は障害企画課

<http://www.city.sendai.jp/shogaishien-shido/jigyosha/fukushi/fukushi/shogai/jigyosho/shiteshinse.html>

49 県への各種届出の詳細は「指定障害福祉サービス等事業者等各種届出に関する手引き」をご覧ください。 <https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/tebiki.html>

お問い合わせ先（仙台市外）

根拠法	サービス種類	指定機関
障害者 総合支援法	療養介護	宮城県 保健福祉部 障害福祉課 運営指導班 (電話 022-211-2558)
	生活介護	
	施設入所支援	
	障害者支援施設	
	自立訓練（生活訓練）	
	自立訓練（機能訓練）	
	就労移行支援	
	就労継続支援A型	
	就労継続支援B型	
	就労定着支援	
児童福祉法	児童発達支援	宮城県 保健福祉部 障害福祉課 運営指導班 (電話 022-211-2558)
	医療型児童発達支援	
	放課後等デイサービス	
	居宅訪問型児童発達支援	
	保育所等訪問支援	
	福祉型障害児入所施設	
	医療型障害児入所施設	

お問い合わせ先（仙台市外）

根拠法	サービス種類	指定機関
障害者 総合支援法	居宅介護，重度訪問介護， 同行援護及び行動援護	事業所所在地を管轄する 各保健福祉事務所又は地域事務所 ○仙南保健福祉事務所 母子・障害班 ○仙台保健福祉事務所 母子・障害第二班 ○北部保健福祉事務所 母子・障害第二班 ○北部保健福祉事務所栗原地域事務所 母子・障害班
	短期入所	
	重度障害者等包括支援	
	自立生活援助	
	共同生活援助	
	地域相談支援	
児童福祉法	児童発達支援	○東部保健福祉事務所 母子・障害班
	放課後等デイサービス	○東部保健福祉事務所登米地域事務所 母子・障害班
	居宅訪問型児童発達支援	○気仙沼保健福祉事務所 母子・障害班
	保育所等訪問支援	

お問い合わせ先（仙台市外）

各保健福祉事務所（地域事務所を含む）の所管する圏域

圏域	該当市町村	管轄する保健福祉事務所 または地域事務所	電話番号
仙南圏	白石市，角田市，蔵王町，七ヶ宿町，大河原町， 村田町，柴田町，川崎町，丸森町	仙南保健福祉事務所	0224-53-3132
仙台圏	塩竈市，名取市，多賀城市，岩沼市，富谷市，亘 理町，山元町，松島町，七ヶ浜町，利府町，大和 町，大郷町，大衡村	仙台保健福祉事務所	022-365-3153
大崎圏	大崎市，色麻町，加美町， 涌谷町，美里町	北部保健福祉事務所	0229-87-8011
栗原圏	栗原市	北部保健福祉事務所 栗原地域事務所	0228-22-2118
石巻圏	石巻市，東松島市，女川町	東部保健福祉事務所	0225-95-1431
登米圏	登米市	東部保健福祉事務所 登米地域事務所	0220-22-6118
気仙沼圏	気仙沼市，南三陸町	気仙沼保健福祉事務所	0226-21-1356

出典(一部改編)

- 令和元年度主任相談支援専門員養成研修
(厚生労働省, 公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会)
https://www.normanet.ne.jp/~ww100006/syunin_soudan.html
- 令和元年度相談支援従事者指導者養成研修(厚生労働省)
http://www.rehab.go.jp/College/japanese/kenshu/2019/soudanshien_siryou.html
- 平成30年度相談支援従事者指導者養成研修(厚生労働省)
www.rehab.go.jp/College/japanese/kenshu/2018/soudansien_siryou.html
- 令和元年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者(厚生労働省)
www.rehab.go.jp/College/japanese/kenshu/2019/servicekanri_siryou.html

障害福祉サービス費等の電子請求について

1 電子請求受付システムについて

(1) 請求提出期間

請求提出期間は、毎月1日～10日です。請求締切日時については、土・日・祝日の場合も毎月10日17時15分までとなります。締切日時を過ぎますと、送信エラーとなりますのでご注意ください。

なお、令和2年度5月、8月、10月、1月は、締切日が土・日・祝日となるため、締切日にエラー等の問い合わせ対応ができませんので、早期提出にご協力願います。

◆別紙1「令和2年度障害福祉サービス費等の請求、支払に関する日程表」をご確認ください。

(2) パスワード

①パスワードの入力誤り

パスワードは大文字及び小文字を判別します。エラーが表示されましたら、文字入力モードの状態をご確認いただき、大文字及び小文字を区別の上、正確に入力し直してください。

なお、電子請求受付システムのログイン時、又は請求情報送信時にパスワードを3回連続で誤ると、システム側で一時的にロックされます。ロックは30分経過すると自動的に解除されますが、時間に余裕がない場合には国保連合会へお問い合わせください。

②パスワード変更

電子請求受付システムでは、セキュリティ対策としてログイン時のパスワードに有効期限（180日）を設定しています。パスワードの有効期間が近づくと、ログインする際にパスワード変更の案内が表示されますので、速やかに変更してください。有効期限が切れたパスワードではログインができなくなります。

③パスワードの再発行依頼

上記のほか、パスワード紛失等の理由で仮パスワードの再発行が必要な場合には、宮城県国保連合会ホームページの「障害福祉サービス費請求」のページから「電子請求受付システムパスワードの再発行依頼書」をダウンロードし、印刷の上、郵送にてご提出ください。

【注 意】パスワードについては紛失しないよう、厳重に保管し、管理してください。

(3) 電子証明書

電子請求受付システムで請求を行うためには、使用するパソコンに電子証明書のインストールが必要となります。

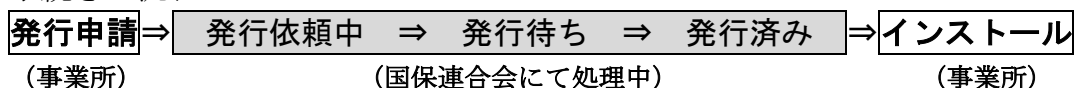
①有効期間・発行手数料

電子証明書の有効期間は3年間で電子証明書発行手数料は7,800円となります。お支払は、発行申請の翌月以降に給付費との相殺となります。(希望により口座振込も可能です)

②更新手続

電子証明書の有効期間以降の請求情報は送信エラーとなりますので、有効期間満了前に電子証明書の更新が必要です。更新手続には2日ほどお時間がかかります。請求締切当日に送信エラーとならないよう、事前に更新手続をお願いします。

《手続の流れ》



(事業所)

(国保連合会にて処理中)

(事業所)

※電子請求受付システムの「証明書」ボタンから操作します。

※手続には、事業所開設時に送付する「電子請求登録結果に関するお知らせ」(テストID記載)に記載されている、「電子証明書発行用パスワード」が必要です。

【注意】「電子証明書発行用パスワード」を紛失した場合には、以前のパスワードで取得した電子証明書を再インストールすることができないことから、新たに発行申請手続を行い、電子証明書発行手数料が発生することになりますので、パスワードの紛失にはご注意ください。

③代理人請求

複数の事業所番号を保有されている場合、法人で1つの電子証明書を取得し、複数事業所の請求情報送信及び通知文書の取得を1か所で集約して行う代理人請求が可能です。事務の効率化や電子証明書発行手数料の負担軽減等のメリットがありますが、事業所単位での請求情報送信と通知文書の取得はできなくなります。

④介護保険事業所・障害者総合支援事業所双方を保有している事業所について

介護保険事業所・障害者総合支援事業所双方を保有している事業所は、介護・障害共通の電子証明書を取得し、代理人請求を行う事が可能です。

電子証明書発行手数料については、有効期間が3年間で13,900円となります。

◆代理人請求については、別紙2「代理請求を希望する事業所のみなさまへ」をご確認の上、ご不明な点があれば国保連合会へお問い合わせください。

(4) 通知文書について

①パソコン交換時の注意

パソコンを交換した場合、新しいパソコンに電子証明書をインストールしないと当該請求情報に関する通知文書が取得できませんのでご注意ください。

②取得可能な期間

電子請求受付システムから通知文書が取得可能な期間は3か月間です。取得漏れのないよう随時ご確認ください。(定期的にバックアップを取ることをお勧めします。)

③通知文書の詳細

通知文書の詳細については、宮城県国保連合会ホームページの「障害福祉サービス費請求」のページに掲載しております。ご不明な点がございましたらホームページをご確認ください。

(5) 簡易入力システムについて

＜パソコン交換時の注意＞

パソコンを交換し引き続き簡易入力システムを利用する場合、交換前のパソコンで使用していた簡易入力システムから媒体等にバックアップを取ることでデータ移行することが可能です。操作方法については、電子請求受付システムの「ダウンロード」ボタンから操作し、「電子請求受付システム操作マニュアル（簡易入力）」をダウンロードしてご確認ください。

2 仮審査について

平成30年10月請求から仮審査を行っています。別紙1の仮審査対応締切日までに請求データを送信した場合、国保連合会において仮審査を行います。仮審査処理日段階でエラーとなる請求情報を「取込エラーリスト」又は「仮審査処理結果票」にて通知します。

事業所のみなさんが請求締切前にエラーを確認し、請求情報の差替えを行うことで、返戻件数の削減が見込まれます。

仮審査処理結果票等を確認し、請求情報の訂正をしたい場合は、受付締切日（毎月10日17時15分）までに電子請求受付システムにて請求の取下げを行い、再請求を行ってください。仮審査の結果を確認し、取下げしなかった請求情報についても、当月請求分として取扱います。

3 過誤調整について

(1) 過誤調整処理

過誤調整は、支払済みの給付実績の取下げを市町村に依頼し、再作成した請求情報を新たに提出することで、給付費の過不足を相殺するものです。

◆別紙3「過誤調整のイメージ」を参照してください。

(2) 受給者証交付市町村（請求先）への連絡と過誤調整依頼書の提出

過誤調整を依頼する場合は、事前に受給者証を交付している各市町村へご連絡をお願いします。その際、「何月の受付時に過誤調整の再請求分を国保連合会へ送信したらよいか」を必ず確認してください。

なお、電話等の連絡のほか、手続きには「過誤依頼書」の提出が必要です。過誤依頼書様式は宮城県国保連合会ホームページの「過誤（取下げ）」のページから取得できます。

※国保連合会への提出は不要です。

4 振込先口座の変更について

口座名義（法人代表者）、口座番号、取引先銀行等が変更となる場合は、国保連合会に「障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届」を提出してください。その際、「金融機関名」「口座番号」「口座名義」が明記された口座通帳（表紙）のコピーを添付する必要があります。月末までご提出いただき、翌月20日振込分からの変更となります。

なお、「障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届」については、宮城県国保連合会ホームページの「振込口座登録・変更」のページから取得できます。

5 お問い合わせ先

（1）加算等の算定及び単位数に関すること

- 事業所の届出内容による加算・・・事業所指定機関（宮城県又は仙台市）
- 受給者証に記載されている加算・・・受給者証を交付している市町村

（2）電子請求受付システム、簡易入力システム、取込送信システムに関すること

- 電子請求ヘルプデスク

TEL：0570-059-403

《受付時間》

請求期間（毎月1～10日）の受付時間

平日 10:00～19:00

土曜日 10:00～17:00

※日・祝日の受付は行いません。

請求期間以外（毎月11日～月末）の受付時間

平日 10:00～17:00

※土・日・祝日の受付は行いません。

（3）その他

- 宮城県国民健康保険団体連合会 介護保険課

TEL：022-290-2100（障害福祉サービス担当直通）

《受付時間》

平日 8:30～17:15

※土・日・祝日の受付は行いません。

別紙1

令和2年度障害福祉サービス費等の仮審査及び請求、支払に関する日程表

宮城県国民健康保険団体連合会

請求月	請求情報 仮審査対応締切日	仮審査処理及び 仮審査関係通知送信日	受付締切日	返戻関係通知送信日	支払関係通知送信日	支払日
令和2年 4月	4月7日(火)	4月8日(水)	4月10日(金)	4月28日(火)	5月8日(金)	5月20日(水)
5月	5月6日(水)	5月7日(木)	<u>5月10日(日)</u>	5月30日(土)	6月2日(火)	6月19日(金)
6月	6月7日(日)	6月8日(月)	6月10日(水)	7月1日(水)	7月2日(木)	7月20日(月)
7月	7月7日(火)	7月8日(水)	7月10日(金)	8月1日(土)	8月4日(火)	8月20日(木)
8月	8月5日(水)	8月6日(木)	<u>8月10日(月)</u>	9月1日(火)	9月2日(水)	9月18日(金)
9月	9月7日(月)	9月8日(火)	9月10日(木)	10月1日(木)	10月2日(金)	10月20日(火)
10月	10月7日(水)	10月8日(木)	<u>10月10日(土)</u>	10月31日(土)	11月3日(火)	11月20日(金)
11月	11月5日(木)	11月6日(金)	11月10日(火)	12月1日(火)	12月2日(水)	12月18日(金)
12月	12月7日(月)	12月8日(火)	12月10日(木)	12月29日(火)	1月5日(火)	1月20日(水)
令和3年 1月	1月6日(水)	1月7日(木)	<u>1月10日(日)</u>	1月30日(土)	2月2日(火)	2月19日(金)
2月	2月7日(日)	2月8日(月)	2月10日(水)	2月27日(土)	3月2日(火)	3月19日(金)
3月	3月7日(日)	3月8日(月)	3月10日(水)	4月1日(木)	4月2日(金)	4月20日(火)

※受付締切日時については、土・日・祝日の場合も毎月10日午後5時15分までとします。

※受付時間を過ぎますと送信エラーとなりますので、締切時間は厳守願います。

※土・日・祝日の電話受付は行いませんので、ご了承願います。

※本会における処理及びシステム等の都合により、送信日が変更となる場合がございます。

※仮審査に係る注意※

仮審査の開始によって、障害福祉サービス費等の支払につながる請求の締切日(毎月10日午後5時15分)が変わるものではありません。仮審査対応締切日から請求の締切日(毎月10日午後5時15分)までに送信された請求情報も今まで同様、当月請求分として取扱います。

上記、請求情報仮審査対応締切日までに請求情報を送信いただくと仮審査を連合会にて行い、仮審査処理段階でエラーとなる請求情報を「取込エラーリスト」又は、「仮審査処理結果票」にて通知します。

事業所のみなさんが請求締切前にエラーを確認し、請求情報の差し替えを行うことで、返戻件数の削減が見込めます。

仮審査処理結果票等を確認し、請求情報の訂正をしたい場合は、請求締切日(毎月10日午後5時15分)までに請求の取下げ及び再請求を行ってください。仮審査の結果、取下げしなかった請求情報についても今まで同様、当月請求分として取扱います。

代理請求を希望する事業所のみなさまへ(障害者総合支援)**電子請求受付システム代理請求申請の参考資料について**

宮城県国民健康保険団体連合会介護保険課

代理請求の申請を行う場合は、必ず以下の資料をご確認のうえ申請いただきますようお願いいたします。

1. 「代理人申請電子請求をはじめる前に」
2. 「電子請求受付システム【代理申請】に関するFAQ」

1. 代理人申請電子請求をはじめる前に」ダウンロード方法【「電子請求受付システム総合窓口」(<http://www.e-seikyuu.jp/>)】

- ①「電子請求受付システム総合窓口」トップページ→
- ②代理人情報/代理人証明書の申請はこちら→
- ③はじめての方→
- ④「代理人申請電子請求をはじめる前に」ダウンロード

2. 「電子請求受付システム【代理申請】に関するFAQ」ダウンロード方法

【「宮城県国民健康保険団体連合会ホームページ」(https://www.miyagi-kokuho.or.jp/)】



①「宮城県国民健康保険団体連合会ホームページ」トップページ →

②障害福祉サービス事業者のみなさまへ→

③障害福祉サービス費請求→

④「電子請求受付システム代理人登録申請書の記載方法」

「電子請求受付システム【代理申請】に関するFAQ」 ダウンロード

過誤調整のイメージ

2020年2月

3人の利用者に200単位

2月20日 支払情報(1月受付分)

データ区分	支払元	受給者番号	提供年月	単位数	本来の単位数は...
請求	A市	1111111111	2019年12月	1000	→1200!
請求	A市	2222222222		1200	→1400!
請求	B町	3333333333		1400	
請求	C町	4444444444		800	→1000!
支払単位数合計				4400	→600単位不足

A市に過誤調整依頼
C町に過誤調整依頼

A市、C町から国保連合会へ
過誤(取下げ)情報を送信

2020年3月

訂正して再提出された請求情報(+)と、過誤(取下げ)情報(-)を国保連合会で集計し、調整します。

3月10日締切 請求情報①

データ区分	請求先	受給者番号	提供年月	単位数
請求	A市	1111111111	2020年2月	1200
請求	A市	2222222222		1400
請求	B町	3333333333		1400
請求	C町	4444444444		1000
請求	A市	1111111111	2019年12月	1200
請求	A市	2222222222		1400
請求	C町	4444444444		1000
請求単位数合計				8600

3月受付分 過誤(取下げ)情報②

データ区分	市町村	受給者番号	提供年月	単位数
過誤	A市	1111111111	2019年12月	-1000
過誤	A市	2222222222		-1200
過誤	C町	4444444444		-800
減額単位数合計				-3000

2020年4月

3月受付分の請求情報①と過誤情報②を相殺した結果が、支払情報に反映されます。

4月20日 支払情報(3月受付分)

データ区分	支払元	受給者番号	提供年月	単位数
請求	A市	1111111111	2020年2月	1200
請求	A市	2222222222		1400
請求	B町	3333333333		1400
請求	C町	4444444444		1000
請求	A市	1111111111	2019年12月	1200
過誤	A市	1111111111		-1000
請求	A市	2222222222		1400
過誤	A市	2222222222		-1200
請求	C町	4444444444	1000	
過誤	C町	4444444444	-800	
請求単位数合計				8600
過誤(減額単数)合計				-3000
支払単位数合計				5600

→①請求どおり決定
→②過誤(取下げ)分
→当月分5000単位+加算算定もれ分600単位

宮城県の地域区分〈平成30年度～令和2年度〉

※Q1から順番に、あてはまる番号の矢印の方向へお進みください。

